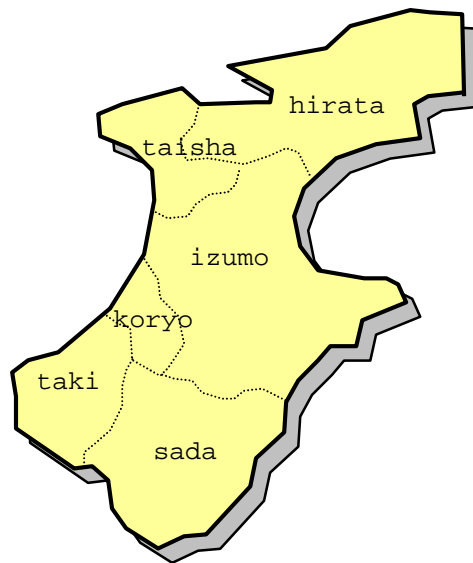


第 11 回 出雲地区合併協議会

会議資料



日 時：平成 16 年 12 月 10 日（金）午後 4 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながおかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし たかし 荒木 孝	わたなべ まさる 渡部 勝	ふかいてつお 深井徹郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよししたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゆういち 室家隆一	きむらまさえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				おおしま おさむ 大島 治	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	深井 徹郎	渡部 勝	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	大島 治
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[島根県立大学総合政策学部教授]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[島根県出雲総務事務所長]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[出雲市監査委員]
	た た の こうぞう 多々納幸造	[大社町監査委員]

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

第 11 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 12 月 10 日（金）午後 4 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 出雲地区合併協議会委員の変更について
- 4 会議録署名委員の指名について
- 5 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第 31 号 廃置分合に係る経過について
 - 報告第 32 号 合併準備状況について
 - (2) 協議事項
 - 協議第 35 号 市章の選定について
- 6 その他
- 7 閉 会

次回協議会（予定）

第 12 回：平成 17 年 2 月 1 日（火）14:00～16:00 出雲交流会館多目的室

第 11 回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第 11 回	湖陵町	平田市
氏 名		

報告第 31 号

廃置分合に係る経過について、次のとおり報告する。

平成 16 年 12 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

廃置分合に係る経過について

出雲地区（出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 4 町は、9 月 1 日の合併協定調印式後、9 月に開会された各市町の議会において、廃置分合及び関連する議案について議会の議決を求め、各市町においてそれぞれ可決された。

これを踏まえて、9 月 30 日付けで島根県知事に対し廃置分合についての申請を行ったのでその経過について報告する。

廃置分合に係る経過について

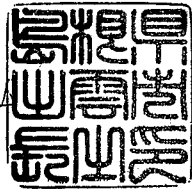
平成 16 年 9 月 1 日	合併協定調印式
9 月 6 日	2 市 4 町での廃置分合及び関連議案の議決 廃置分合について 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について 廃置分合により新たに設置される出雲市の議会の議員の定数に関する協議について 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について
9 月 9 日	出雲市議会・平田市議会議決
9 月 10 日	湖陵町議会議決
9 月 14 日	大社町議会議決
9 月 15 日	多伎町議会議決
9 月 15 日	佐田町議会議決
9 月 24 日	2 市 4 町市長・町長会議 財産処分・議員定数・農業委員会任期等の協議書の確認
9 月 30 日	島根県知事に 2 市 4 町の長が廃置分合の申請書を提出 島根県知事から総務大臣に廃置分合に伴う市制施行に係る協議書の提出
10 月 21 日	総務大臣から島根県知事に対し、廃置分合に伴う市制施行に係る協議について「異議がない」旨の回答

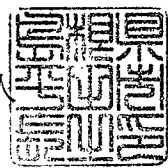
今後の予定

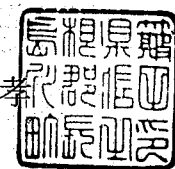
平成 16 年 12 月	島根県議会において廃置分合の議決 島根県知事による廃置分合の決定 総務大臣への廃置分合の届出
平成 17 年 1 月～ 2 月	廃置分合についての官報告示
平成 17 年 3 月 22 日	新市発足

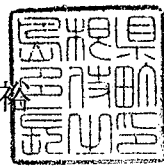
合 第 1 8 号
 平 総 第 3 4 7 号
 佐 合 併 第 3 5 号
 伎 総 第 1 1 1 号
 湖 総 第 8 8 号
 大 広 第 8 5 号
 平成 16 (2004) 年 9 月 30 日


島根県知事 澄 田 信 義 様

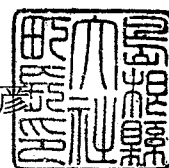
出雲市長 西 尾 理 弘 

平田市長 長 岡 秀 人 

佐田町長 荒 木 孝 

多伎町長 伊 藤 裕 

湖陵町長 桑 原 壽 之 

大社町長 田 中 和 彦 

出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び
 同郡大社町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 3 月 22 日から出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町を廃し、その区域をもって「出雲市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

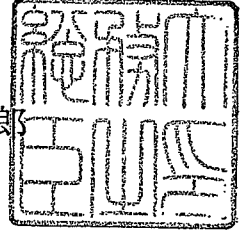
- 1 新市の名称及び名称選定の理由
- 2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 3 廃置分合を必要とした理由
- 4 廃置分合に伴う関係市町の議会の議決書及び会議録の写し（別添）
 - (1) 廃置分合に関する議案
 - (2) 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
 - (3) 廃置分合により新たに設置される出雲市の議会の議員の定数に関する協議について
 - (4) 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について
- 5 廃置分合に伴う財産処分に関する協議書の写し
- 6 廃置分合により新たに設置される出雲市の議会の議員の定数に関する協議書の写し
- 7 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議書の写し
- 8 合併協定書及び新市建設計画書（別添）
- 9 出雲地区2市4町の現況表
- 10 出雲地区2市4町の関係図面（別添）
- 11 市の要件に関する調書
- 12 市制施行する理由書
- 13 出雲地区2市4町的主要な公共施設の写真（別添）



総行市第 470号
平成16年10月21日

島根県知事 澄田 信義 様

総務大臣 麻生 太郎



廃置分合に伴う市制施行に係る協議について (回答)

平成16年9月30日付け市町村第672号で協議のあった出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町を廃し、その区域をもって出雲市を設置することについては、異議がありません。

報告第 32 号

合併準備状況について、次のとおり報告する。

平成 16 年 12 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

合併準備状況について

次の項目の合併準備状況について、別紙のとおり報告する。

- 1．主要協議項目スケジュール
- 2．一部事務組合に係る斐川町との協議状況
- 3．地域自治区の設置案
- 4．新市の組織機構の概要・考え方
- 5．特別職・行政委員会委員の選出
- 6．合併広報事業

主要協議項目スケジュール

項目	平成16年度						平成17年度				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
<ul style="list-style-type: none"> 合併協議会の開催 2市4町市長・町長会 幹事会の開催 	各市町 9月議会			各市町 12月議会			各市町 2月議会	22 新市発足	市長・議員 設置選挙 50日以内	第一回 臨時議会	新市議会
<ul style="list-style-type: none"> 首長会随時開催 幹事会随時開催 				協議会		協議会	3/21 協議会止				
廃置分合の手続	申請			県議会 議決	国届出	告示					
組織機構・事務分掌	組織機構・事務分掌の検討										
人事案件 (公営企業管理者、 嘱託・臨時職員含)		本庁・支所人員配置			・管理職の検討	内示	・一般職の 検討	内示	辞令	採用	
一部事務組合	・関係市町との解散、財産処分協議 ・事務の方式(受委託等)の方針決定、内容検討			関係市町規約 変更等の議決			関係市町組合解 散・財産処分協 議等の議決	専決処分	・協議会の設置 ・受委託の開始等	報告承認	
新市予算編成	予算編成 方針	H17予算 要求	予算査定 決定	H16予算要求	予算査定 決定			H16 予算	平成17年度 暫定予算		
合併時の庁舎の整備検討			検討・方針決定	・庁舎の整備 ・引っ越しの準備作業 ・移転							
地域自治区 ・まちづくり計画 ・まちづくり予算		・設置条例案協議 ・設置時期の検討		・まちづくり計画策定方針 ・まちづくり予算編成方針			専決処分	設置			
市章の取扱い			デザイン公募	デザイン選考(小委員会・協議会)			決定	市章入り物品の 製作	専決処分		
広報・住民周知等		・住民周知資料の作成・配布 ・横断幕等により合併をPR ・メディアを通じた広報等						開庁式			

一部事務組合に係る斐川町との協議状況について

法定協議会において確認した方針に基づき下記の財産処分及び事務承継の方針を斐川町に提示して協議を行っている。基本的には異論はなく、現在委託費等について協議を進めている段階である。

今後は、受委託に係る規約、協議会設置規約等について詳細を詰め、各市町 2 月議会において一部事務組合の解散議決を経て、合併時に各業務の受委託契約、協議会の設置を行う予定である。

事務名	2 市 4 町方針	財産処分方針	事務承継方針
消防事務	3 年以内の受委託・財産共有	1. 共有の持分割合は、消防組合市町分担金の負担割合とする。 (概ね新出雲市 77.66% 斐川町 22.34%) 2. 財産に係る起債未償還額のうち斐川町持分は、斐川町により償還する。 3. 基金は、第 1 号と同様の負担割合により分配する。	それぞれが承継する。
可燃ごみ処理	受委託、財産共有	1. 共有の持分割合は、エネルギーセンター建設費負担割合とする。(新出雲市 88.81% 斐川町 11.19%) 2. 環境基金は、新出雲市に帰属する。 3. 周辺対策費及び組合債償還金並びに大規模改修費、解体費は、「(変更後の)可燃系一般廃棄物の搬入及び処理に関する基本協定」に規定する費用負担割合(総搬入量割合)によるものとする。	同上
し尿処理	受委託、財産共有	1. 以下の持分・負担割合は、衛生処理場及び環境センターの建設費負担割合とする。 (新出雲市 89.44% 斐川町 10.56%) ・共有財産の持分割合 ・衛生処理場の解体費 ・周辺対策費及び組合債償還金並びに大規模改修費、解体費	同上
ふるさと市町村圏事務	斐川町参加の協議会を設置し、運営	1. 基金は、新出雲市及び斐川町の出資割合に応じ、それぞれで管理する。(新出雲市 85.51% 斐川町 14.49%) 2. 備品は、新出雲市に帰属する。	『出雲地区ふるさと市町村圏協議会(仮称)』が承継する。
休日診療所	新市で設置・運営	1. 財産は新出雲市に帰属する。 2. 組合債償還金は、新出雲市が償還する。	新出雲市が承継する
介護認定審査会	新市で設置・運営	なし	それぞれが承継する
水利組合	斐川町参加の協議会を設置し、運営	1. 基金は、慣行水利権の割合により分配する。(新出雲市 75% 斐川町 25%) 2. 備品は、新出雲市に帰属する。	『出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会(仮称)』が承継する。
火葬処理業務 湖西斎場限定	受委託、財産共有	1. 共有の持分割合は、新出雲市 50% 斐川町 50%とする。 2. 周辺対策費及び組合債償還金並びに大規模改修費、解体費も同様とする。	それぞれが承継する

地域自治区の設置案について

1 設置目的

地方自治法第202条の4の規定に基づき、地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、合併前の出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町の区域ごとに地域自治区を設置する。

2 地域自治区の設置時期

- ・ 平成17年4月1日から設置する。
- ・ 地域自治区設置条例は、平成17年3月22日に職務執行者が専決処分により制定する。
- ・ 地域自治区は、必要に応じ、評価して見直しを図る。

3 地域自治区の名称、事務所の位置及び所管区域

地域自治区の名称	事務所	事務所の位置	事務所の所管区域
出雲地域自治区	出雲地域自治区事務所	出雲市今市町109番地1	合併前の出雲市の区域
平田地域自治区	平田地域自治区事務所	出雲市平田町951番地1	合併前の平田市の区域
佐田地域自治区	佐田地域自治区事務所	出雲市佐田町反辺1747番地6	合併前の佐田町の区域
多伎地域自治区	多伎地域自治区事務所	出雲市多伎町小田74番地1	合併前の多伎町の区域
湖陵地域自治区	湖陵地域自治区事務所	出雲市湖陵町二部1320番地	合併前の湖陵町の区域
大社地域自治区	大社地域自治区事務所	出雲市大社町杵築南1395番地	合併前の大社町の区域

- ・ 地域自治区の事務所は、出雲市支所設置条例に規定する支所をもって充てる。
- ・ 支所は、支所の事務及び地域自治区に係る事務を処理する。
- ・ 支所（地域自治区の事務所）の長は、理事職の事務吏員をもって充てる。

4 地域自治区に係る事務を処理する支所長の権限

(1) 予算要求

- ・ 支所の事務執行に必要な予算の要求
- ・ 地域まちづくり計画に則ったまちづくりのために必要な予算の要求

(2) 予算執行

- ・ 支所の所掌する事務執行権限に係る予算執行（事務処理規程等で規定）
- ・ 当該地域の地域振興まちづくり予算についての執行

5 地域協議会の設置

各地域自治区に、地域住民の意見を行政に反映させるため、地域協議会を置く。

(1) 役割

地域協議会は、地域住民及び諸団体等と連携を図り、地域の意見・要望の調整、取りまとめを行うとともに、支所（事務所）と協働して地域まちづくり計画の策定と実施を進める。

また、下記の事項について審議を行い、市長に答申又は提言する。

市長（その他の市の機関を含む。）の諮問に応じ答申する事項又は提言する事項

- ・ 支所が処理する事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務
- ・ 地域内住民との連携の強化に関する事項

市長が事前に意見を聴取する市の施策に関する重要事項

- ・ 区域内の公の施設の設置又は廃止
- ・ 区域内の公の施設の管理のあり方
- ・ 市が策定する基本構想等（新市建設計画を含む。）のうちその区域に係る重要事項

市長その他市の機関は、の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(2) 組織

- ・ 地域協議会は、委員20人程度で組織する。
- ・ 地域の実情を勘案して、増減を認める。

(3) 委員の選任

- ・ 地域自治区に住所を有する者で、当該区域内の公共的団体等を代表するもの、又は識見を有するもののうちから、地域協議会の推薦に基づき、市長が選任する。
- ・ 市議会議員については、選任しない。

【合併時】

- ・ 委員の選任は、旧市町の長からの推薦に基づき、職務執行者が行う。

(4) 委員の身分

- ・ 委員は、非常勤特別職とする。

(5) 委員の任期

- ・ 2年とし、再任を妨げない。

(6) 委員の報酬、費用弁償等

- ・ 報酬は、会議出席につき日額7,000円とする。(自治法203条)
- ・ 研修、視察等の場合には、実費の費用弁償を行う。

(7) 会長及び副会長の選任と役割

- ・ 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- ・ 任期は、地域協議会の委員の任期による。
- ・ 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- ・ 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(8) 運営

招集

- ・ 会長が招集し、議長を務める。
- ・ 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集する。

運営

- ・ 地域協議会の会議は、定例会及び必要に応じ開催する臨時会とする。
- ・ 委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ・ 審議上必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求める。
- ・ 会議は原則公開とする。(議長が必要と認める場合は、会議に諮り非公開とする。)

(9) 地域協議会連絡会議

6つの地域自治区間の自治振興に係る広域的な連携、情報交換等を目的として、各地域協議会の代表者で構成された連絡会議を設置する。

地域まちづくり計画について

1 目的

地域住民の意見を行政に反映させ、かつ住民と行政との連携強化を図るため、当該地域のまちづくりや地域振興に係る計画を地域協議会と連携して支所が策定する。

2 計画の内容

- ・ 当該地域住民が地域のまちづくりのため自らが取り組むコミュニティ活動の方針
- ・ 地域振興のため地域住民と行政が協働して取り組む事項

3 計画策定行程

地域協議会の意見を踏まえ、支所が策定する。

本庁の地域振興部門でヒアリングを行う。

市長が計画を承認する。

地域まちづくり計画の具体的実施

地域まちづくり計画のうち、行政が支援する事項については、地域振興まちづくり予算に計上し、支所が執行する。

地域振興まちづくり予算について

1 目的

地域コミュニティの形成と地域住民と行政が協働のまちづくりを進めるため、地域まちづくり計画に基づき、支所が執行する事業について予算措置を行う。

2 内容

(1) 方針

地域振興・地域協働・地域コミュニティに係る予算については、各地域の実情を踏まえ、新市全域を対象として本庁で執行するものと地域の特色を發揮するため支所で執行するものに分類・整理し、支所で執行することがより効果的であるものについて「地域振興まちづくり予算」として、支所長が地域協議会の意見を聴き、主体的に執行する。

(2) 対象事業

- ・ 地域まちづくり計画の策定
- ・ 地域協議会の運営（会議費、委員費用弁償等）
- ・ 地域自治区内の住民と行政が協働して行う事業
- ・ 地域住民が参加できる事業
- ・ その他目的に資する事業

(3) 予算編成の手順

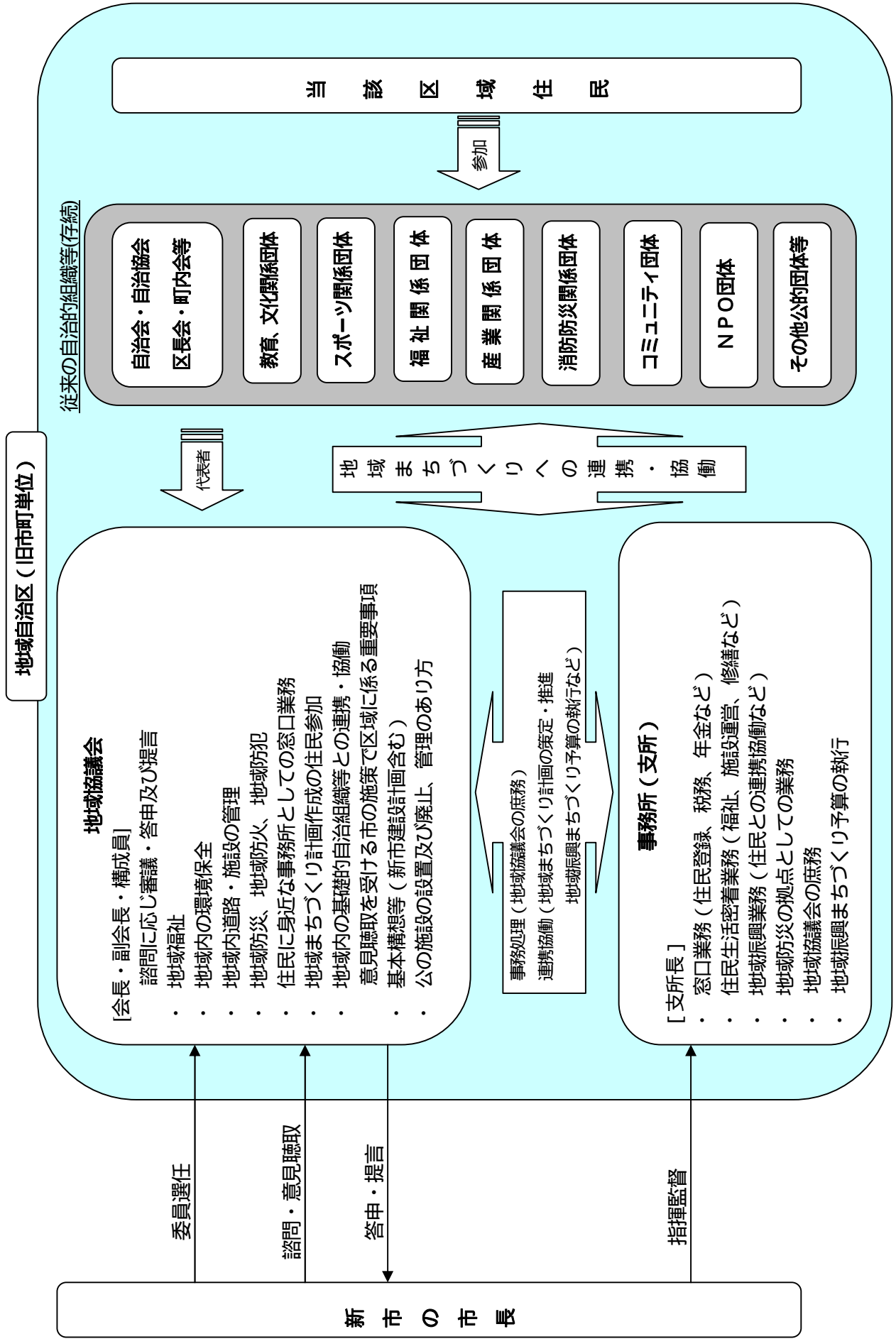
【合併時】

- ・ 支所において執行することが効率的かつ合理的な予算（地域振興まちづくり予算）については、新市の予算全体が調った段階において、支所間のバランス、地域特性、事業の性格等を考慮し、整理（予算の配当）するものとする。（平成17年度予算編成方針）

【平成17年度】

- ・ 新市での地域振興のあり方や効率的な行財政運営等の観点並びに地域まちづくり計画の策定状況等を踏まえて、地域振興まちづくり予算の対象事業等の統一した制度の創設に向けて、検討を行い、平成18年度予算編成に反映する。

地域自治区のイメージ図



地域自治区（旧市町単位）

新市の組織機構の概要・考え方について

1. 基本的な考え方

- (1) 住民サービスの低下をきたさない組織
- (2) 市民が利用しやすく、分かりやすい組織
- (3) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織
- (4) 合併による財政効果(10年間で255人の職員削減)を発揮できるスリムで効率的な組織

2. 本庁

新市建設計画推進本部、行財政改革推進本部の設置

10部46課4室及び教育委員会、行政委員会、水道、消防並びに病院を設置

政策企画部

- ・出雲支所を含む6支所の統括
 - ・地域自治区(地域協議会)の全市の調整
- 【地域振興課】

財政部

- ・税及び保険料(国保・介護)収納の一元化 【収納管理課】
- ・会計管理(契約等)及び入札・工事検査の一元化 【会計管理課、工事検査課】

文化企画部

- ・ボランティア活動やNPO活動などの市民活動の支援 【市民活動支援課】
- ・文化財の調査活用一元化 【文化財課】

市民福祉部

(福祉事務所を併設)

- ・子育て支援、健康増進の強化 【子育て事業課・健康増進課】
- ・市立平田病院事業のサポート及び各診療所の管理運営の一元化 【医療対策課】

環境事業部

- ・環境行政推進に向け一元化
- ・一部事務組合の施設を所管

産業振興部、建設事業部、下水道部、水道局

- ・工事に係る設計及び施工の本庁一元化(支所は簡易な維持修繕工事)
- ・水産関係の集約 【水産振興課】
- ・新エネルギー事業の推進 【産業誘致課】

教育委員会

- ・図書館のネットワーク化 【出雲市図書情報センター(中央館)】

消防

- ・斐川町の事務の受託 【斐川出張所】

《コミュニティーセンター及び公民館の担当部署》

- ・コミュニティーセンター：政策企画部地域振興課
- ・公民館：教育委員会生涯学習課

3. 支所

現在の各市町の規模により課を設置

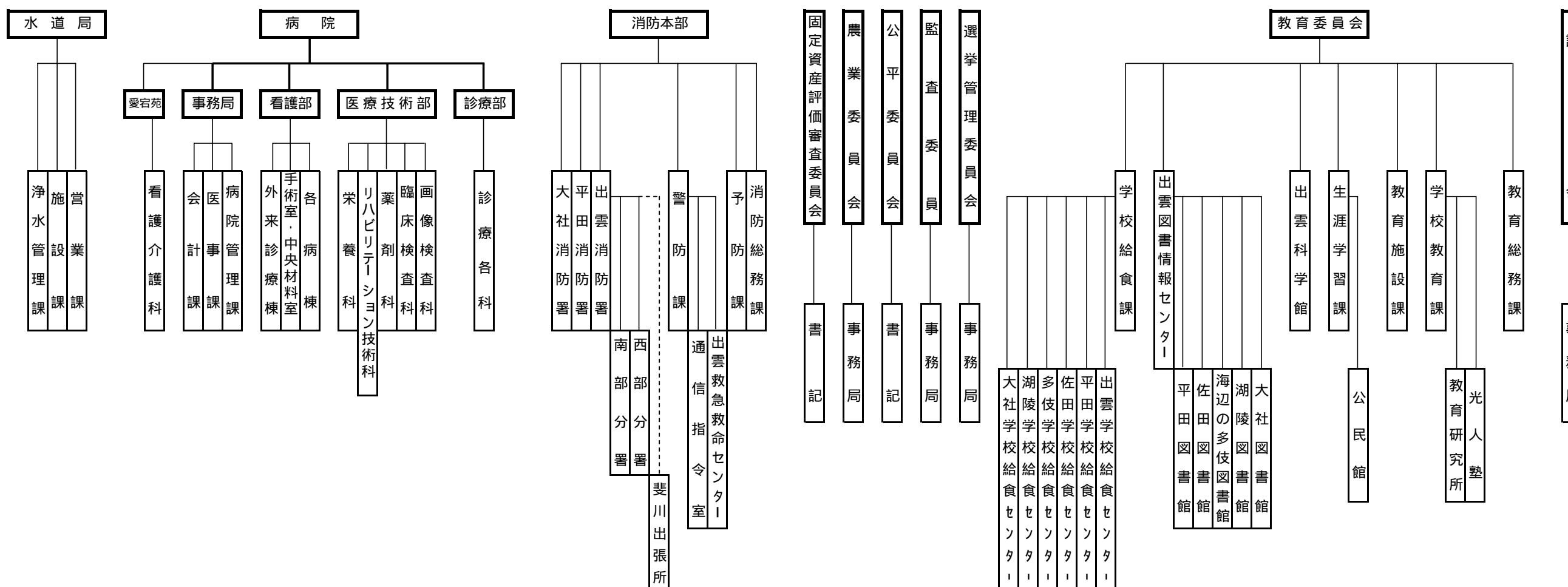
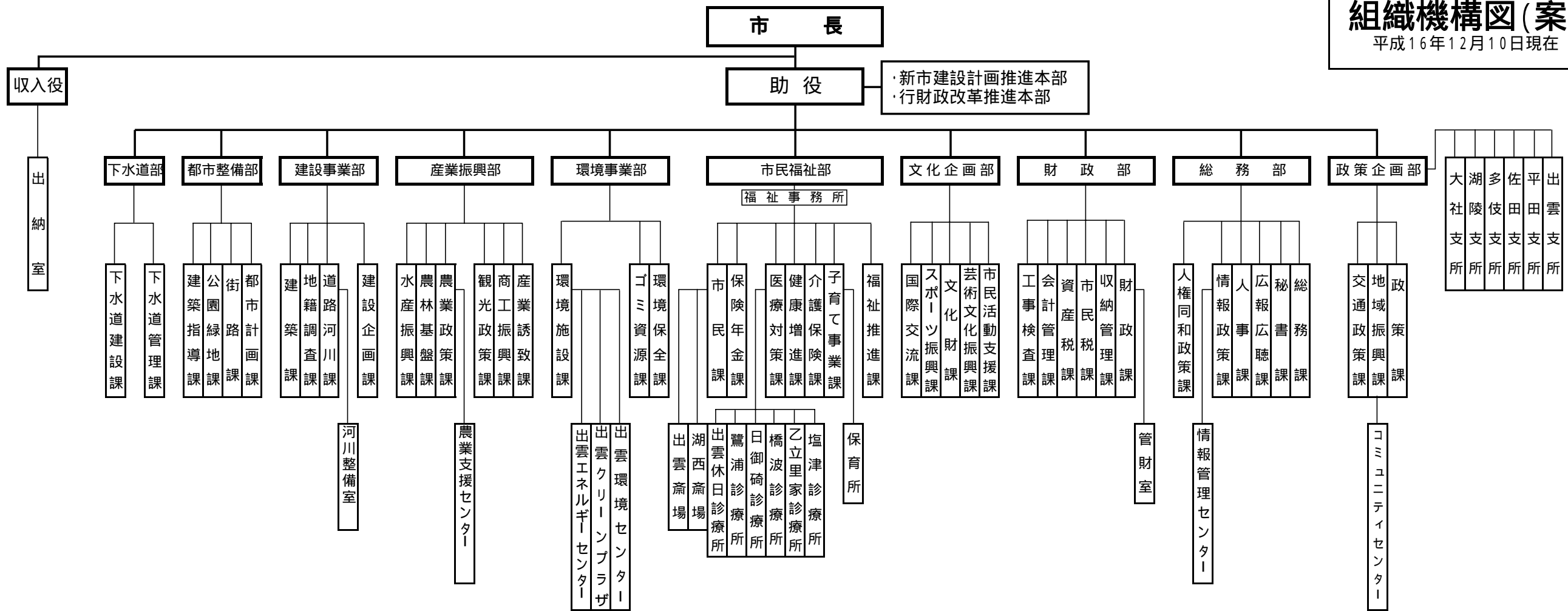
平田支所 - 8課 大社支所 - 6課 佐田支所、多伎支所並びに湖陵支所 - 5課

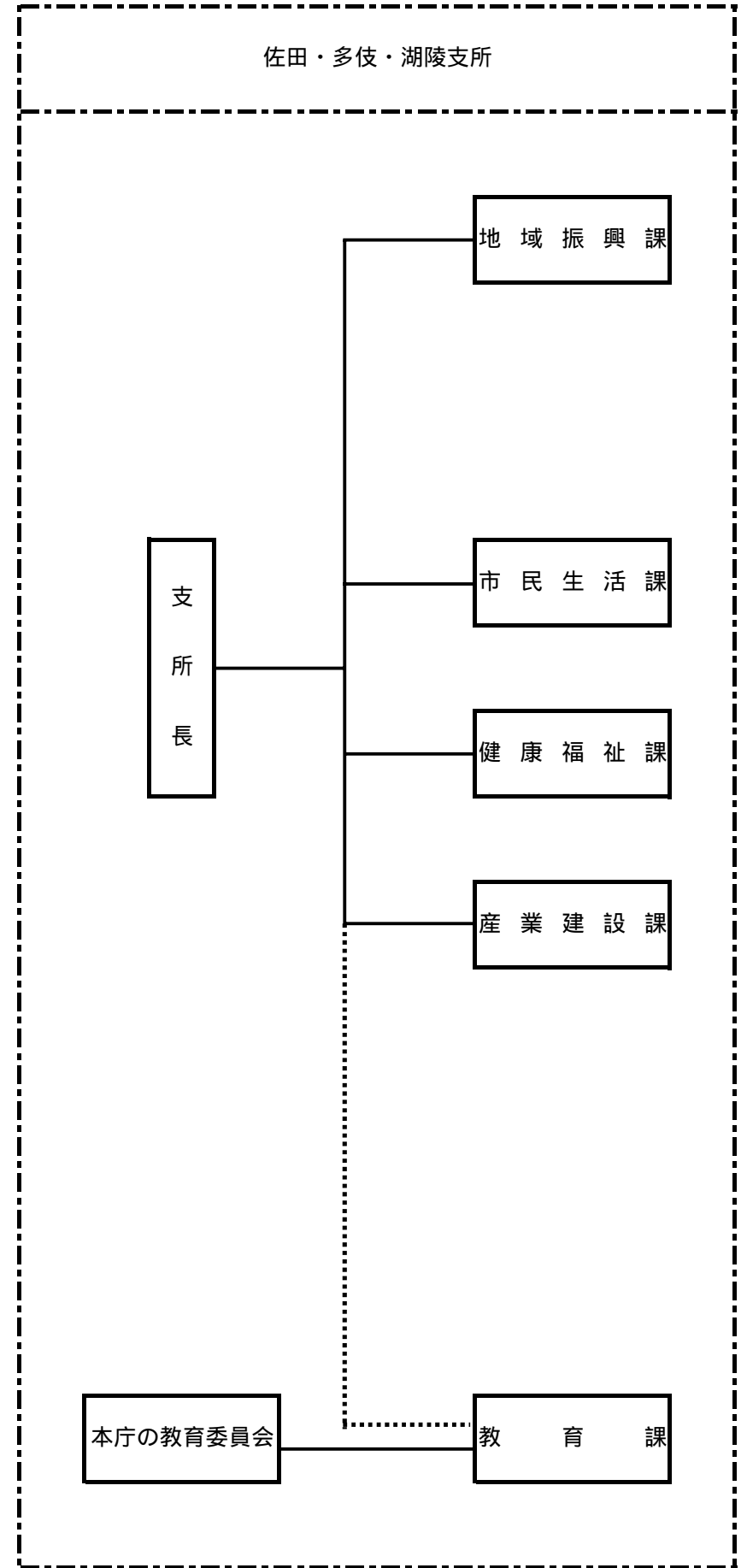
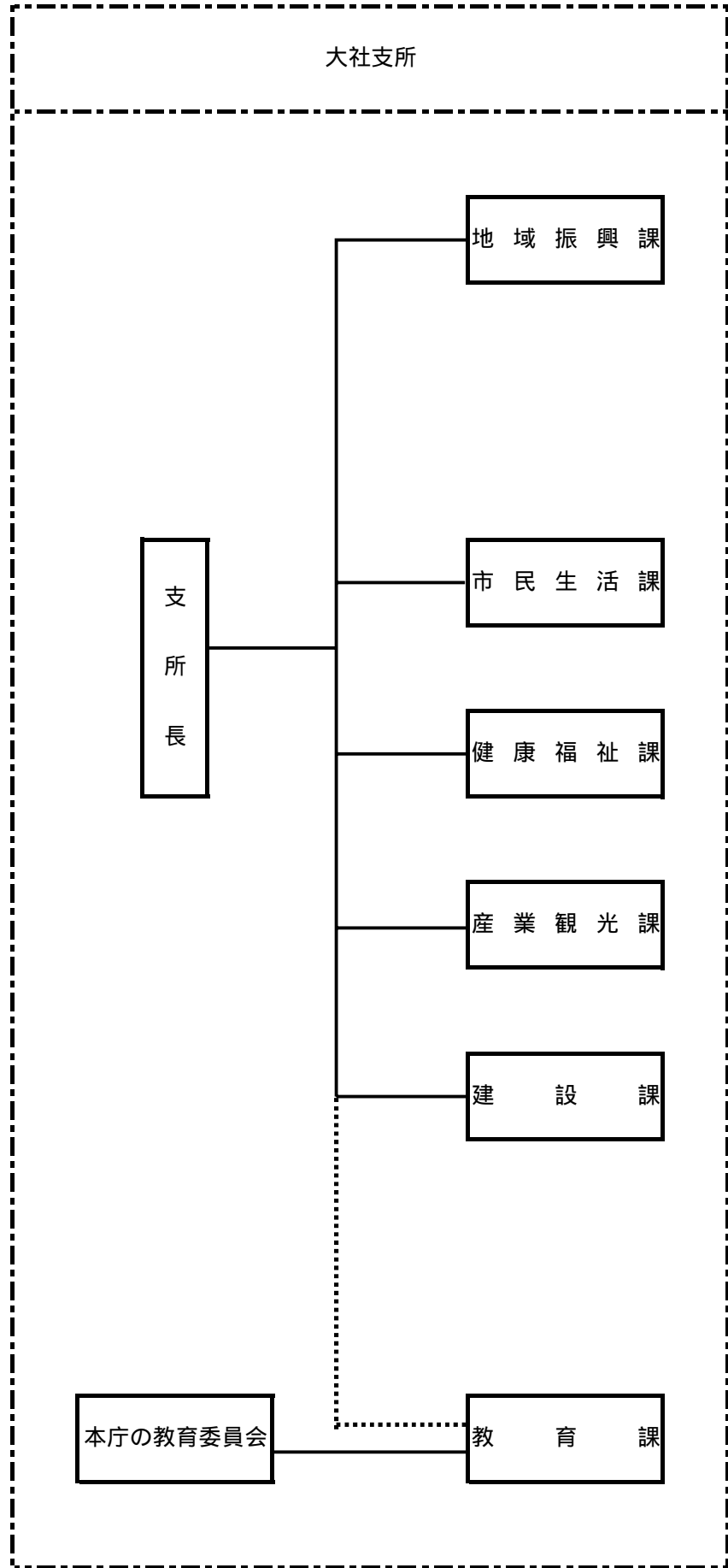
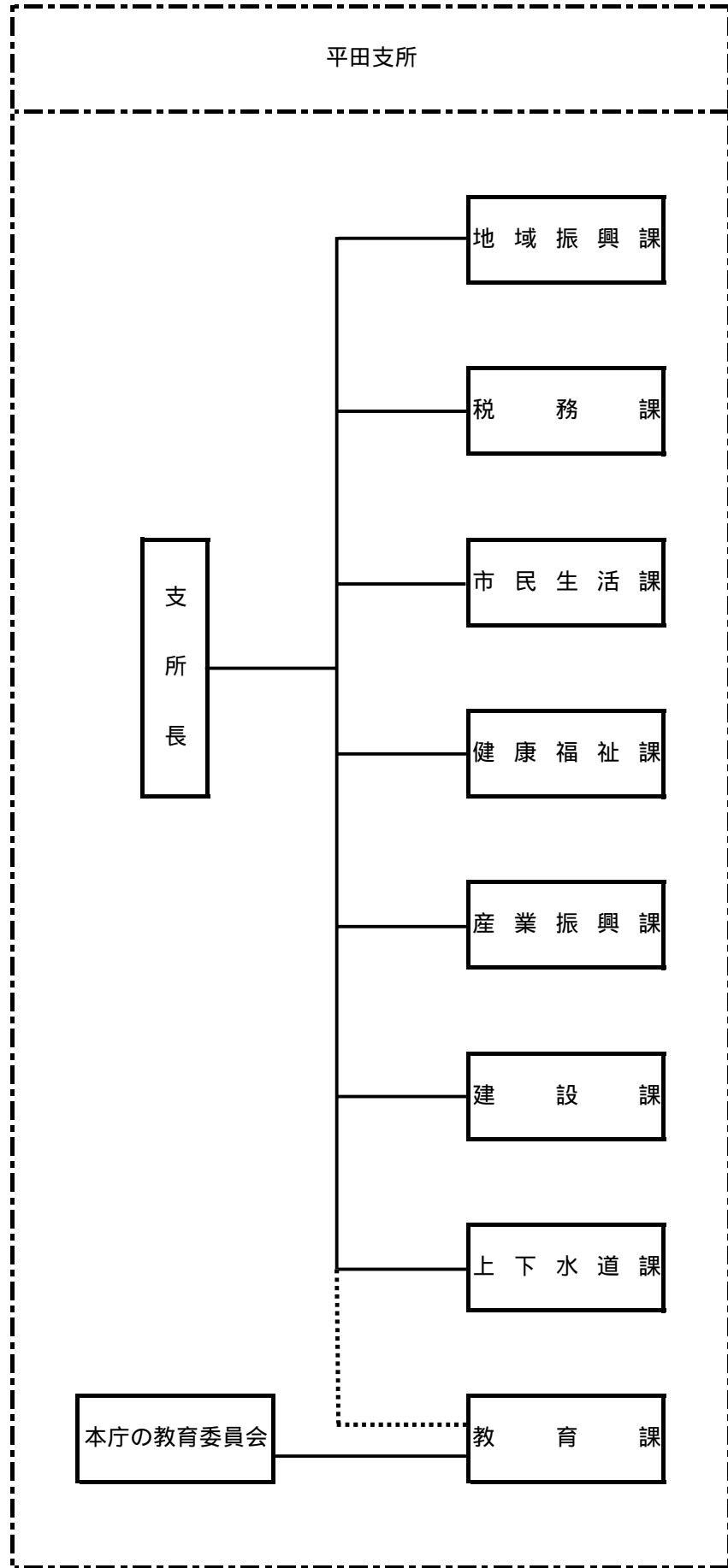
特別に職員を配置する部署

観光事業 - 大社支所

地籍調査 - 平田支所、大社支所並びに佐田支所

組織機構図(案)
平成16年12月10日現在





合併時における本庁の基本配置（案）

組織機構及び人員配置の検討に伴い現段階では150～200名程度の職員を本庁とする現出雲市庁舎に集約することになります。ついては、現出雲市庁舎及び分庁舎の事務スペースだけでは収容が困難であるため、近隣の民間テナントビル等も借上げ、事務スペースを確保する考えです。

本庁の各部課の配置にあたっては、住民サービス、特に窓口サービスに支障が生じないようにすることを最優先として検討しています。

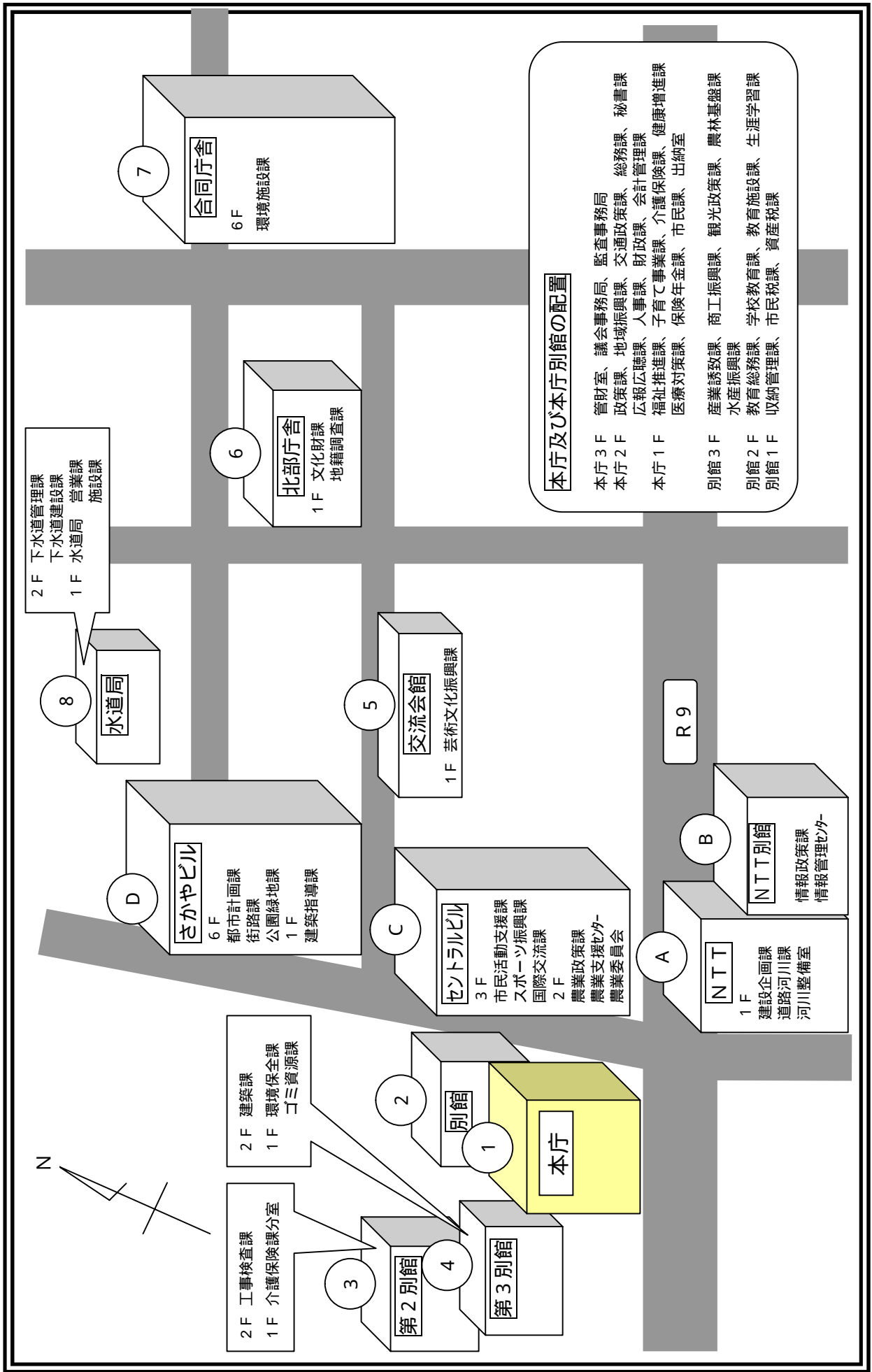
1. 借上げ民間テナント（床面積 約1,200㎡）と配置部課

A	NTTビル	1階	《建設事業部》建設企画課 道路河川課
C	セントラルビル	2階	《産業振興部》農業政策課 農業支援センター 農業委員会
		3階	《文化企画部》市民活動支援課 スポーツ振興課 国際交流課
D	さかやビル	1階	《都市整備部》建築指導課
		6階	《都市整備部》都市計画課 街路課 公園緑地課

2. その他の主な配置替

《財政部》税務課（3課）	本庁1階	別館1階
《文化企画部》芸術文化振興課	別館1階	交流会館1階
《文化企画部》文化財課	別館1階	北部庁舎1階
《市民福祉部》介護保険課	交流会館	本庁1階ほか

本庁組織建物配置図



本庁部課配置一覽表

区分	配置場所	部	課・室・局	
	本庁 1 階	市民福祉部	福祉推進課	
			子育て事業課	
			介護保険課	
			健康増進課	
			医療対策課	
			保険年金課	
			市民課	
			出納室	
			政策企画部	政策課
			地域振興課	
交通政策課				
本庁 2 階		総務部	総務課	
			秘書課	
			広報広聴課	
			人事課	
			財政課	
本庁 3 階		財政部	会計管理課	
			管財室	
			議事事務局	
			監査委員	
別館 1 階		財政部	収納管理課	
			市民税課	
別館 2 階		教育委員会	資産税課	
			教育総務課	
			学校教育課	
			教育施設課	
			生涯学習課	
			産業誘致課	
			商工振興課	
別館 3 階		産業振興部	観光政策課	
			農林基盤課	
			水産振興課	

区分	配置場所	部	課・室・局
	第2別館 1 階	市民福祉部	介護保険課分室
	第2別館 2 階	財政部	工事検査課
	第3別館 1 階	環境事業部	環境保全課
			ゴミ資源課
第3別館 2 階	建設事業部	建築課	
Ⓐ	N T T 1 階	建設事業部	建設企画課
			道路河川課
			河川整備室
Ⓑ	N T T 別館	総務部	情報政策課
			情報管理センター
Ⓒ	セントラルビル 2 階	産業振興部	農業政策課
			農業支援センター
		農業委員会	事務局
		文化企画部	市民活動支援課
			スポーツ振興課
Ⓓ	さかやビル 1 階	都市整備部	国際交流課
			建築指導課
			都市計画課
			街路課
	さかやビル 6 階	都市整備部	公園緑地課
			芸術文化振興課
	交流会館	文化企画部	地籍調査課
			文化財課
	北部庁舎	建設事業部	環境施設課
			環境事業部
	合同庁舎 6 階	水道局	営業課
			施設課
	水道局 1 階	水道局	下水道管理課
			下水道建設課
水道局 2 階	下水道部	下水道管理課	
		下水道建設課	
-	隣保館	総務部	人権同和政策課

特別職・行政委員会委員の選出

項目	平成16年度							平成17年度		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
<ul style="list-style-type: none"> 合併協議会の開催 2市4町市長・町長会 幹事会の開催 	各市町 9月議会			各市町 12月議会		各市町 2月議会	22 新市発足	市長・議員 設置選挙 50日以内	第一回臨時議会	新市議会
	首長会随時開催 幹事会随時開催			協議会		協議会	3/21 協議廃止			
特別職						2市4町首長で協議・決定		職務執行者	選挙	新市の市長
職務執行者の選任										
助役の選任										議会の同意を得て、助役選任
収入役の選任							収入役職務代理者の選任協議	3/22 職務執行者が収入役職務代理者の選任		議会の同意を得て、収入役の選任
行政委員会委員										
教育委員会委員の選任							暫定教育委員会設置準備・選任協議	職務執行者が2市4町委員から選任(5人)初議会の会期末まで3/22委員会開催(委員長、教育長の互選)		最初の議会において改めて提案委員会開催(委員長、教育長の互選)
選挙管理委員会委員の選任				2市4町選挙管理委員の互選協議(事前協議)	暫定選挙管理委員会設置準備(委員会規則等含む)設置選挙の準備			2市4町委員の互選(4人)3/22委員会の開催(委員長の選挙、投票日の決定)		最初の議会において改めて委員の選挙を行う(4人)
固定資産評価審査委員会							暫定固定資産評価審査委員会設置準備・選任協議	職務執行者が2市4町委員から選任(3人)市長が選挙されるまで3/22委員会開催(委員長の選任)		最初の議会において改めて委員の同意を行う(3人)
農業委員会委員							2市4町の委員の互選により委員を定める協議(80人)	職務執行者がJA、共済組合の推薦委員を選任3/22委員会開催(正副会長の選出等)		最初の議会において推薦された委員(5人)を市長が選任
監査委員会・公平委員会										最初の議会において議会の同意を得て市長が選任

選挙管理委員会について

1. 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、合併時(3 / 2 2)に設置します。(地方自治法第 181 条)

2. 暫定選挙管理委員会委員の選出

(1) 選挙管理委員(定数 4 人)は新市議会において選挙されますので、その間の暫定選挙管理委員については、合併関係市町の選挙管理委員会委員の互選により合併時に定められます。(地方自治法施行令第 4 条)

* 実務的には、予め合併関係市町の選挙管理委員会委員により協議を行い、市長・町長会、各市町議会との調整を図りながら候補者を選出します。

3. 市長及び市議会議員の設置選挙の準備について

(1) 市長及び市議会議員の設置選挙は、合併後 50 日以内に行いますので、実務上早い時期からその選挙の準備を進める必要があります。そのため、予め合併関係市町の選挙管理委員会委員により協議を行い、市長・町長会、各市町議会との調整を図りながらその準備を進めます。

(2) 選挙の期日については、合併後の選挙管理委員会において決定されますが、合併後の暫定期間はできるだけ短期間が望ましいこと、また合併直後の選挙には準備に時間を要すること等を総合的に勘案し設定されます。

協議第 35 号

市章の選定について、次のとおり協議する。

平成 16 年 12 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

市章の選定について

市章の選定については、次のとおりとする。

新市の市章は、公募したデザインの中から、総務・企画小委員会で採用作品案を選定し、協議会において決定する。

【選考基準】

- 1．応募作品が、21世紀出雲の國づくり計画の「“むすんでひらく”悠久のロマンと夢育む 日本のふるさと出雲の國づくり」や、将来像「世界を結ぶご縁都市 出雲」、基本理念「自立 交流 環境」等を表現するなど、新「出雲市」にふさわしいデザインであること。
- 2．応募作品が、市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- 3．用紙の地色を含め、4色以内であること。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とする。
- 4．他の市（町）章及び他の商標等と類似しないものであること。
- 5．単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。

新「出雲市」市章候補選考スケジュール（予定）

日 程	選考事務の流れ		
	合併協議会	総務・企画小委員会	事務局等
平成 16 年 10 月			デザイン公募・受付
平成 16 年 11 月			↓
平成 16 年 12 月		第 1 次選考 ・ 15 点程度を選考	アドバイザー ・ 15 点程度を選考 選考作品の色・デザイン 補正
平成 17 年 1 月		候補作品選考 ・ 5 点程度を選考 採用作品案選考	類似・重複チェック 候補作品の補正
平成 17 年 2 月		市章の決定 ←	色・デザイン補正 デザインガイド作成 市章入り物品等の製作

新「出雲市」市章募集要項

(趣旨)

1. この要項は、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町(以下、「2市4町」という。)が平成17年3月22日に合併して誕生する新「出雲市」(以下、「新市」という。)の市章を制定するにあたり、新市がめざすまちづくりの姿である「“むすんでひらく”悠久のロマンと夢育む日本のふるさと出雲の國づくり」にふさわしいデザインを広く公募することを目的とする。

(募集する市章)

2. 募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 21世紀出雲の國づくり計画の「“むすんでひらく”悠久のロマンと夢育む日本のふるさと出雲の國づくり」や、将来像「世界を結ぶご縁都市 出雲」、基本理念「自立 交流 環境」等を表現するなど、新市にふさわしいデザインであること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め、4色以内であること。なお、グラデーション(色の濃淡を連続的に階調で表現すること)は不可とする。
- (4) 他の市(町)章及び他の商標等と類似しないものであること。
- (5) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (6) 自作の未発表作品であること。

(応募方法等)

3. 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募の資格は問わない。また、同一人の応募は何点でも可能とする。
- (2) 応募は、応募用紙又は縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- (3) 応募にあたっては、「デザインの趣旨」、「郵便番号」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (4) 応募は、持参又は封書による郵便とする。(電子メール及びFAXでの応募は不可)
- (5) 応募先は、「出雲地区合併協議会事務局」とする。

〒693-0002 島根県出雲市今市町北本町2-1-12 出雲交流会館内

電話(0853)23-1008

(応募期間)

4. 応募期間は、平成16年10月28日から平成16年11月30日までとする。(郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は当日17時15分まで)

(市章の決定)

5. 新市の市章は、出雲地区合併協議会 総務・企画小委員会において、応募された作品の中から候補作品5点程度を選定し、候補作品の中から出雲地区合併協議会において採用作品1点を決定する。

(採用作品の発表)

6. 協議会だより、ホームページ等で発表し、採用作品応募者に通知する。

(賞金)

7. 採用作品応募者及び候補作品応募者に、次の賞を贈呈する。なお、受賞者が18歳未満の場合は、その保護者等に代理授与する。

(1) 採用作品(1点)応募者 最優秀賞(賞金300,000円)

(2) 候補作品(4点程度)応募者 優秀賞(賞金30,000円)

(著作権等)

8. 著作権等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権利は、出雲地区合併協議会及び新市に帰属する。

(2) 応募作品は返却しない。

(3) 作品の採用にあたっては、応募作品に若干の補正を加える場合がある。

(4) 採用作品の使用にあたっては、モノクロで使用する場合がある。

(その他)

9. その他、新市の市章の選定に関し、必要な事項については、2市4町の市長・町長会において定める。

新「出雲市」市章デザイン応募作品 応募状況

1. 応募点数

1,078 点

国内42都道府県と海外 2 カ国（オーストラリア・USA）から応募
応募者の最年少は4歳、最高齢は85歳

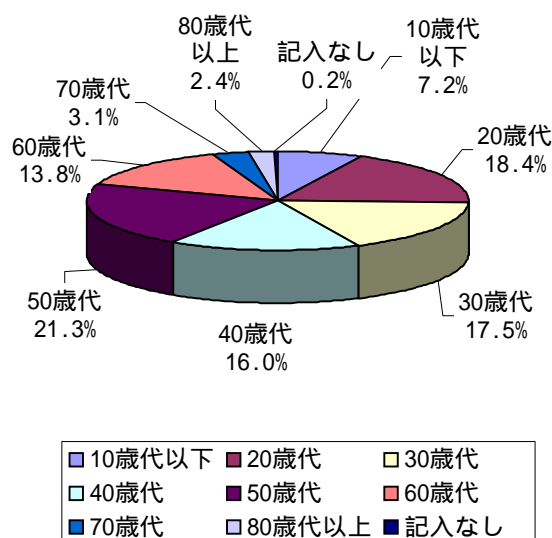
2. 性別区分

男性	836	77.6%
女性	239	22.2%
記入なし	3	0.3%
合計	1,078	100.0%

3. 年齢区分

10歳代以下	78	7.2%
20歳代	198	18.4%
30歳代	189	17.5%
40歳代	173	16.0%
50歳代	230	21.3%
60歳代	149	13.8%
70歳代	33	3.1%
80歳代以上	26	2.4%
記入なし	2	0.2%
合計	1,078	100.0%

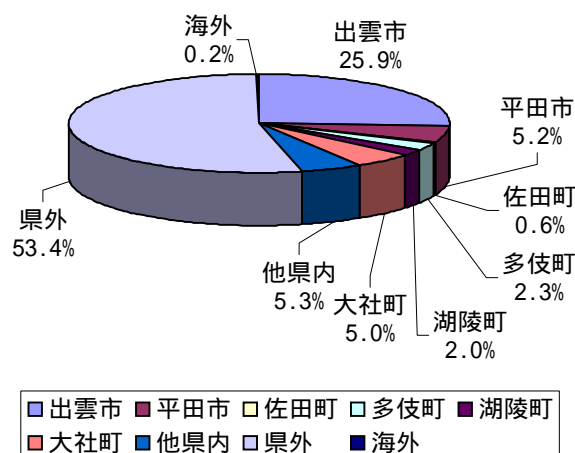
【年齢区分】



4. 住所区分

県内	500	46.4%
2市4町内	443	41.1%
出雲市	279	25.9%
平田市	56	5.2%
佐田町	7	0.6%
多伎町	25	2.3%
湖陵町	22	2.0%
大社町	54	5.0%
その他県内	57	5.3%
県外	576	53.4%
海外	2	0.2%
合計	1,078	100.0%

【住所区分】



5 . 都道府県別・国別

1	北海道	12	1.1%
2	青森	7	0.6%
3	岩手	1	0.1%
4	宮城	13	1.2%
5	秋田	5	0.5%
6	山形	6	0.6%
7	福島	0	0.0%
8	茨城	17	1.6%
9	栃木	0	0.0%
10	群馬	6	0.6%
11	埼玉	17	1.6%
12	千葉	20	1.9%
13	東京	111	10.3%
14	神奈川	56	5.2%
15	新潟	9	0.8%
16	富山	0	0.0%
17	石川	0	0.0%
18	福井	3	0.3%
19	山梨	1	0.1%
20	長野	12	1.1%
21	岐阜	8	0.7%
22	静岡	11	1.0%
23	愛知	18	1.7%
24	三重	8	0.7%
25	滋賀	13	1.2%
26	京都	7	0.6%
27	大阪	50	4.6%
28	兵庫	23	2.1%
29	奈良	5	0.5%
30	和歌山	5	0.5%
31	鳥取	6	0.6%
32	島根	500	46.4%
33	岡山	8	0.7%
34	広島	22	2.0%
35	山口	5	0.5%
36	徳島	5	0.5%
37	香川	1	0.1%
38	愛媛	1	0.1%
39	高知	3	0.3%
40	福岡	44	4.1%
41	佐賀	0	0.0%
42	長崎	3	0.3%
43	熊本	15	1.4%
44	大分	5	0.5%
45	宮崎	1	0.1%
46	鹿児島	4	0.4%
47	沖縄	9	0.8%
	オーストラリア	1	0.1%
	U S A	1	0.1%
	合計	1,078	100.0%